

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6年 3月 21日

提出者 昭島市教育委員会  
教育長 山下 秀 男

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市文化財保護条例市施行規則（昭和53年昭島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7号様式、第8号様式及び第9号様式中「殿」を「様」に、  
「教育長 印」を「教育長 」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

総合行政情報システム（電子決裁）を導入することに伴い、行政手続における押印を見直し、併せて規定を整備する必要がある。

昭島市文化財保護条例施行規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>第7号様式・第8号様式・第9号様式（第6条関係）（共通）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p style="text-align: center;"><u>様</u></p><p style="text-align: center;">昭島市教育委員会 教育長</p><p style="text-align: right;">—</p><p style="text-align: center;">解 除 の 通 知 書</p></div>	<p>第7号様式・第8号様式・第9号様式（第6条関係）（共通）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;"><u>殿</u></p><p style="text-align: center;">昭島市教育委員会 教育長</p><p style="text-align: right;"><u>印</u></p><p style="text-align: center;">解 除 の 通 知 書</p></div>